

(別紙2)

令和4年1月20日

「商標権侵害差止等請求訴訟の和解成立に関するお知らせ」

一般社団法人千葉県調理師会（以下「千葉県調理師会」といいます。）と一般社団法人千葉市調理師会は、「千葉市調理師会」との商標（以下「本件商標」といいます。）を巡る商標権侵害差止等請求訴訟につき、和解により解決することとなりましたので、共同で、下記のとおり、お知らせいたします。

1 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成29年、千葉県調理師会及び本件商標の当時の権利者であった同会の元理事（以下「元理事」といいます。なお、元理事は、千葉県調理師会に、令和元年7月に本件商標を譲渡しております。）が、一般社団法人千葉市調理師会に対し、本件商標の侵害差止等を求める本訴を提起し、これに対し、一般社団法人千葉市調理師会も、千葉県調理師会（及び元理事）に対し、千葉県調理師会のホームページにおいて一般社団法人千葉市調理師会を念頭に置いた「紛らわしい名称の団体について」との題目の記事（以下「本件記事」といいます。）が長年掲載されていることについて損害賠償を求める反訴を提起して争ってまいりましたが、控訴審に至って双方協議の結果、令和4年1月20日付けで、和解による円満解決をすることとなりました。

2 和解の主な内容

- ・ 千葉県調理師会は、一般社団法人千葉市調理師会へ、本件商標を無償で譲渡する
- ・ 千葉県調理師会及びその千葉支部は、本件記事を削除する

- ・ 千葉県調理師会及びその千葉支部は、今後、「千葉市調理師会」との名称及び標章を一切使用せず、同支部は「千葉県調理師会千葉支部調理師会」との名称を使用する
- ・ 千葉県調理師会は本訴請求を放棄し、一般社団法人千葉市調理師会は反訴請求を放棄する

3 補助金の不正受給が千葉県調理師会の千葉支部によること

千葉市から令和2年3月18日付けで公表された「補助金の不正受給について」のとおり、補助金の不正受給は千葉県調理師会の千葉支部によるものであり、一般社団法人千葉市調理師会は不正受給と一切関係がないことを確認します。